

# 2021 年度神戸学院大学支給奨学金 募集要項

## 1. 目的

優秀な資質を有しながら経済的理由により修学が困難な者に対し、学資の支給を行い、教育の機会均等を図ること。

## 2. 対象

出願資格を全て満たす、本学の学部生（外国人留学生は除く）

※外国籍で在留資格が留学でない人のうち、本奨学金を希望する場合は奨学金窓口までご相談ください。

## 3. 支給金額

年額 36 万円

※年度内に 2 回に分けて指定口座に振り込みます。

【1年次生】10月・12月      【2年次生以上】6月・10月

※支給期間は当該年度限りです。

※受給年度中に採用取消または廃止になった場合は、返還義務が生じます。

## 4. 採用予定者数

100 名程度

## 5. 出願資格

以下すべての要件を満たしていることを条件とします。

- (1) 日本学生支援機構等の貸与奨学金を貸与(申込み)しており、貸与月額(希望月額)が4万円以上であること。
- (2) 定期健康診断、もしくは医師の健康診断を受診していること。
- (3) 他の給付型奨学金を受給していないこと。
- (4) 日本学生支援機構第二種奨学金の学力基準を満たしており、卒業見込みがある者。
- (5) 別表に基づく神戸学院大学認定所得が、300 万円以下であること。

別表 神戸学院大学支給奨学金認定所得

認定所得の計算方法		
認定所得 = <u>家計支持者の年間の収入および所得金額</u> - <u>控除額</u> (下記①②③④の合計)		
家計支持者の年間の収入および所得金額の算出方法		
給与所得者	源泉徴収票の支払金額	
給与所得以外	確定申告書の所得金額を 2 倍 (総収入金額を上限)	
家計急変 (家計支持者の死亡・倒産・ 病気・災害被害等) にあった場合	年収見込証明書等により算出	
控除項目	控除額	備考
①就学者控除	68 万円/1 人	世帯員の中に小学生から大学院生までの就学者がいる世帯。(申請者本人を除く)
②障がい者控除	75 万円/1 人	世帯員の中に障害のある人がいる世帯。(申請者本人を含む)
③長期療養控除	全額 (年間分)	世帯員の中に 6 ヶ月以上の長期療養を要する方がいる世帯
④災害被害控除	全額 (年間分)	出願の前年から出願時まで被災した世帯

## 6. 申請方法

下記の提出物を、所属キャンパスの学生支援センターの奨学金窓口へ提出してください。申請書は大学ホームページにも掲載しています。

奨学金を受けようとする学生は、出願資格の他に家庭状況や収入について把握しておく必要があります。提出までに家庭事情をよく確認し、出願時に説明できるようにしてください。

提出方法は郵送でも構いません。ただし、**必着**であることにご注意いただき、時間に余裕をもって郵送してください。また、個人情報を含みますので、**簡易書留**にてお送りください。

なお、提出物が欠けている場合は申請受理いたしかねます。提出前に、不備が無いか必ずご確認ください。

### 《提出書類》

別紙「神戸学院大学支給奨学金提出書類について」を確認してください。

- ①神戸学院大学支給奨学金申込書【全員提出】
- ②所得証明書(原本)【全員提出】
- ③収入証明書(コピー)【全員提出】
- ④その他の証明書類【該当者のみ】

## 7. 提出期限

4月23日(金)17:00(必着)

## 8. 選考方法

一次選考(書類選考)を経て二次選考(面接)を行い、人物及び家計状況や受給回数を含めた総合判定により採用者を決定します。

※出願資格を満たしていても、全体の出願状況により採用とならない場合があります。

※支給奨学金を受給する回数が、修業年限の2分の1を超えない者を優先します。

(4年制学部については2回まで、6年制学部については3回まで)

## 9. 一次選考結果及び採用者発表

採用者の発表は、学内情報サービス、掲示、大学HPで行います。

### 《一次選考(書類審査)》

書類審査を行います。二次選考(面接)に進む人は、面接日時等を確認してください。

次に該当する人は、一次選考で不合格になります。

- ・書類不備の人(提出書類不足、記入もれ等)
- ・必要な手続きを期限までに行わなかった人(掲示や学内情報サービス等の見落とし含む)

### 《二次選考(面接)》

提出書類に基づいて所得、家庭の事情、成績(学業に対する姿勢)等について伺います。

### 《採用者の発表》

採用者を発表します。採用者説明会の日程、会場等を確認し出席してください。

※採用者説明会を無断で欠席した場合は、採用取消になります。

## 10. その他

●年1回(9月下旬)受領資格確認を実施します。資格確認を怠ると採用取消になります。

●届出事項(本人・連帯保証人の氏名、住所、その他記載事項)に変更があれば、窓口へ届け出てください。

●以下に該当する場合は廃止または停止になります。

- ・退学もしくは除籍となった場合
- ・奨学金申込書に記入すべき事項を記入していない、または虚偽の記入をした場合
- ・その他、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があった場合  
(定期試験における不正行為および迷惑駐輪、迷惑駐車、不法駐輪、不法駐車等)

※休学する場合、休学期間の奨学金は支給されません。

以上